

京都市地域協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）が、社会福祉法（以下「法」という。）第55条の2第1項の規定に基づき作成する社会福祉充実計画（以下「計画」という。）について、同第4項第2号に規定する地域公益事業を実施する場合に、同第6項の規定に基づき行う住民その他関係者からの意見聴取の場（以下「地域協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(出席者)

第2条 地域協議会の出席者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各区に設置する区地域福祉推進委員会（以下「区委員会」という。）の委員。ただし、必要に応じ、出席者の調整を行うことができる。
- (2) 当該行政区の所管区域内において、法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を行う計画を作成しようとする法人
- (3) 保健福祉局保健福祉部監査指導課（以下「監査指導課」という。）の課長級職員

(役割)

第3条 前条第2号の法人は、計画の内容を説明のうえ、実施を予定している地域公益事業に関する意見聴取を行うほか、必要に応じ、次の事項についても意見聴取を行う。

- (1) 地域の福祉課題に関すること
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- (3) 関係機関との連携に関すること

2 地域協議会においては、前項の意見聴取の他、関係機関との連携により、地域における関係者のネットワークの強化、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化についての検討を行う。

(運営方法)

第4条 地域協議会は、本市が主催し、区委員会の会議の場を活用して、区委員会の会議終了後、同日に開催する。

2 前条第1項の意見聴取については、法人から本市への計画の申請期限を踏まえ実施できるよう、区委員会の事務局である各区社会福祉協議会事務局と協議のうえ、監査指導課が実施時期の調整を行う。

(庶務)

第5条 地域協議会の庶務は、監査指導課が、京都市社会福祉協議会事務局及び各区社会福祉協議会事務局と調整のうえ行う。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、京都市社会福祉協議会事務局及び各区社会福祉協議会事務局と協議のうえ、保健福祉局保健福祉部担当部長が

定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。